

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 高邦福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第23条の規定に基づき、この法人の理事及び監事、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の理事とは、理事のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対する職務執行の対価としての報酬等は、次のとおりとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事の報酬等は、別表1によるものとする。
- (2) 非常勤の理事の報酬等は、別表2によるものとする。
- (3) 評議員の報酬等は、別表3によるものとする。
- (4) 監事の報酬等は、別表4によるものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務の遂行に当たって交通費や宿泊費等の経費（以下「旅費等」という。）を要する場合は、別表5に掲げる費用を支給する。ただし、別表5に掲げる費用弁償以外は、別に定める社会福祉法人高邦福社会旅費規程（以下「旅費規程」という。）によるものとする。

2 交通費及び宿泊費の額が前項に規定する費用弁償の額を超える場合、旅費等の実費相当額までを上限として支給することができるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等及び費用の支給の時期は、原則として毎月の職員給与支給日とする。なお、業務にあたった都度支給することを妨げない。

2 報酬及び費用の支給は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

別表1 常勤理事の報酬等（第3条第1号関係）

・理事報酬の総額を 年額 30,000,000 円とし、その限度額内で理事会において決定する。

職区分	報酬の額
理事長	[月額] 1,400,000 円以下
業務執行理事	[月額] 900,000 円以下
理事	[月額] 900,000 円以下

別表2 非常勤理事の報酬等（第3条第2号関係）

職区分	報酬の額
理事	[月額] 100,000 円以下

別表3 評議員の報酬等（第3条第3号関係）

職区分	報酬の額
評議員	[日額] 50,000 円以下

別表4 監事の報酬等（第3条第4号関係）

・監事報酬の総額を 年額 6,000,000 円とし、その限度額内で理事会において決定する。

監事監査及び外部監査等への立会い

区分	報酬の額
半日	[日額] 25,000 円
1日	[日額] 50,000 円

別表5 理事及び評議員、監事の費用弁償額（第4条第1項関係）

職区分	目的	支払区分	費用弁償の額
理事（職員兼務）	理事会、評議員選任・解任委員会、 評議員会、行政庁監査等への出席等		支給しない
理事（職員兼務以外） 及び評議員	理事会、評議員選任・解任委員会、 評議員会、行政庁監査等への出席等	出席の都度 1回当たり	30,000 円
監事	理事会、評議員会への出席	出席の都度 1回当たり	20,000 円